

保 医 発 0 7 1 0 第 3 号
平 成 2 6 年 7 月 1 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

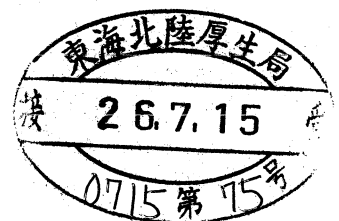
データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年6月22日に提出すべき平成26年3月分までのデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年8月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

保険医療機関名	適用期間
山形県東根市温泉町2丁目15番1号 北村山公立病院	平成26年8月1日から 平成26年8月31日まで
埼玉県蓮田市本町3番17号 医療法人一心会蓮田一心会病院	
千葉県柏市柏下163番地1 学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学附属柏病院	
東京都中央区築地5-1-1 独立行政法人国立がん研究センター中央病院	
愛知県知多市新知字永井2番地の1 知多市民病院	
京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院	



保険医療機関名	適用期間
大分県大分市森町250番地7 河野脳神経外科病院	平成26年8月1日から 平成26年8月31日まで
大分県中津市大字永添510番地 医療法人社団中津胃腸病院	
沖縄県宮古島市平良字松原552番地の1 宮古島徳洲会病院	